

令和4年2月2日
烏山総合支所
危機管理部

オウム真理教問題対策（状況）について

1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム烏山（南烏山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

2 四者会議の開催結果

公安調査庁の呼びかけにより、令和3年12月7日（火）に住民協議会、成城警察署及び世田谷区の四者計13名で、アレフやひかりの輪等に関する情報交換・共有を行った。

3 オウム真理教問題講演会の開催結果

日 時	令和3年12月14日（火）午後3時45分～5時
場 所	砧区民会館ホール
演 題	「オウム真理教問題を風化させない」
講 師	公安調査庁職員
参加者数	126名

4 オウム真理教対策関係市区町連絡会の要請行動

日 時	令和3年12月22日（水）午後5時15分～
要 請 先	法務大臣、公安調査庁長官
要請内容	別紙1及び別紙2のとおり
参 加 者	足立区長をはじめ、市区長連絡会の自治体担当者及び足立区、世田谷区、滋賀県甲賀市の住民協議会代表、国会議員や都議会議員など41名

要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）には、いかなる名義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、裁判所において審判手続きが行われていたことを承知しているところ、遺骨をめぐる紛争が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すこと。

令和3年12月22日

法務大臣 古川 禎久 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会

会長（足立区長） 近藤 や よ い

要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）には、いかなる名義をもってするかを問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、裁判所において審判手続きが行われていたことを承知しているところ、遺骨をめぐる紛争が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すこと。

令和3年12月22日

公安調査庁長官 和田雅樹 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会

会長（足立区長） 近藤 や よ い

オウム対策住民協議会ニュース

新年のご挨拶

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会長 古馬 一行

あけましておめでとございませう。

皆様方にはコロナ禍で大変厳しい2年間であったとご拝察申し上げます。当協議会としましては、通常とはかけ離れた活動に終始しております。

コロナ禍とは言え、デモ・学習会が出来なかったこと。リサイクルバザーの中止、協議会ニュースの発行も縮小した形になりました。当協議会も活動に苦慮いたしました。オウム真理教（現、アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）も同じように活動できずじまいです。コロナ禍の活動は協議会にとっては困ったな、という事態ですが、ひかりの輪にすれば活動によって収益を得るわけで、活動できないという事は死活問題になるようです。福岡にあったひかりの輪施設を昨年、閉鎖したようです。維持していけなくなったのでしょう。協議会もひかりの輪に対して何のアピールもしない訳にはいきませぬ。

昨年12月10日、当協議会の4名と世田谷区、成城警察、公安調査庁など11名が見守る中、下記の抗議文を、ひかりの輪が入居している建物の郵便受けに投函して来ました。確かに活動は出来ていないが、決してひかりの輪を認めたくはないとのアピールです。

ひかりの輪に強く抗議！

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

発防止処分を公安審査委員会に請求したとの報道がありました。

これには伏線があって、アレフは平成12年にオウム事件の被害者らへの賠償金の残額38億2千万円を引き受けることに合意したが、その一部が支払われなかったことから平成30年2月、「オウム真理教犯罪被害者支援機構」がアレフを提訴。平成31年4月に東京地裁は10億3千万円の支払いを命じる判決を出しており、令和3年1月に東京高裁で結審しております。資産は平成31年1月時点で12億9千万円だったのが、令和3年1月末では約5億5千万円と半分以下になっております。その後、活動実態の報告がなされていませんでした。これは被害者への賠償金を逃げるために資産を隠す時間稼ぎをしているのではないかと思

アレフの方ですが、令和3年10月25日、3か月毎の活動実態報告が再三の要請にも半年以上応じないという事態が続いていた中、公安調査庁は再

公安調査庁は公安審査委員会に再発防止処分を申請するも、アレフは資産部分を記入しない不備な活動報告を出す事によって、処分請求は撤回されました。一部不備な報告でも報告を出したと開き直っている訳で、小出しの牛歩戦術で逃れようとしているのです。いまだに麻原を崇めるアレフなら、それ位の事はするだろう。このような不誠実な動きに公安調査庁が黙認するのは、到底思われない訳です。法務省にはますますの素早い対応で、この一年が安全で安心して過ごせるよう大いに期待しております。

抗議文

2019年から始まったコロナウイルス感染対策で、住民協議会の抗議デモ活動も2年に亘って滞っている。抗議デモの参加者がウイルス感染してしまっただけでなく、オウム信者も同様のリスクを負う状況であり、我々が動けないという事は、オウム信者も動けないことである。

我々は確かに抗議デモなどが出来ない状況だが、だからといってオウム真理教を認めている訳ではない。時間の経過は過去の犯罪も追いやろうとするが、オウム真理教が起こした無差別大量殺人の地下鉄サリン事件を忘れる事はない。

最近、頻りに上祐自ら買い物に出て来ているが、まるで地域に自分は認められているなどと思っているとしたら、お門違いも甚だしい。誰がオウム真理教の元代表を、地域の中に迎えると言うのだ。帽子をかぶりマスクをしていたら、上祐だと単純に気が付かないだけなのだ。

ひかりの輪もネット環境で活動をしているらしいが、やはり効果は薄い。たまたま上手く行くことがあってもそれほど甘くはない。確実に落ち込んで行く。

今からでも遅くはない。親元に帰って生活を立て直せばいい。もう一度やり直したいのなら、いくらでも相談に乗る準備はある。上祐が決断すれば他の信者もその気になる。他の人間を地獄の底まで引っ張っていくことはないだろう。決断が遅くなればなるほど、社会復帰は難しくなる。早く解散して撤退し、自由にやらばいい。

このまま居続けて活動をするというのであれば、今後も我々は解散・解体するまでオウム真理教と粘り強く闘うことを宣言する。

令和3年12月10日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬 一行



世田谷区主催講演会 「オウム真理教問題を風化させない」

世田谷区では、令和3年12月14日 砧区民会館（成城ホール）にて、講師に公安調査庁職員を迎え、「オウム真理教問題を風化させない」をテーマとした「オウム真理教問題講演会」を開催しました。

地下鉄サリン事件などのオウム真理教が引き起こした一連の凶悪事件から26年が経過し、事件を知らない世代も増えており、事件の風化が懸念されているこ

とから、今回は若い世代の世田谷区職員を対象として87名の参加を得て、あらためてオウム真理教の沿革や現状などについて見識を深めました。

「オウム真理教問題講演会」は、平成15年から実施しており、今回で19回目となりました。開催目的として、①地下鉄サリン事件をはじめ、オウム真理教関連事件の風化を防ぐこと、②オウム真理教後継団体（ひかりの輪）が区内に拠

点を持ち現在も活動していること、③周辺住民が協議会を結成し、抗議活動を行っていることなど、オウム真理教問題が区民の安全安心を取り戻すうえで、烏山地域だけの課題ではなく、区の重要課題であることを再認識するために継続してきたものです。

世田谷区は今後も地域住民の方々と一緒にとなって抜本的な問題解決を目指してまいります。（世田谷区危機管理部）

法務大臣、公安調査庁長官に要請

令和3年12月22日、夕方5時、オウム真理教対策に取り組む関係市区町の連絡会がそろって霞が関にある合同庁舎六号館に集まりました。

集まったのは東京都足立区長近藤やよい氏をはじめ、世田谷区、足立区、杉並区、荒川区、埼玉県草加市、越谷市、八潮市、千葉県松戸市、北海道札幌市、石川県金沢市、滋賀県甲賀市、大阪府大阪市、東大阪市の行政機関の危機管理などの担当部署関係者、世田谷区、足立区、滋賀県甲賀市の住民協議会関係者、そして国会議員、都議会議員、足立区議会議員そして連絡会の事務局の皆さん総勢

41名です。

今回は、古川禎久法務大臣、和田雅樹公安調査庁長官に要請書を手渡しました。オウム真理教（現、アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）が今も続けている活動の停止、そして解散へ向けた法整備や、適切な措置を講ずることを要請しました。また例年の内容に加えて、新たに2つの要請



意見交換

を怠った場合の速やかな処分請求と、麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨をめぐる動きが社会不安に発展しないよう要請しました。

別々に行われた法務大臣や公安調査庁長官との懇談で、近藤足立区長は、住民の不安などについて切実な思いを伝えました。古馬一行烏山

地域オウム真理教対策住民協議会会長からは、現状の監視活動に関する意見と、さらなる調査、そして、調査状況や内容の開示などを求める強い要請も出されました。

烏山地域だけでなく、オウム真理教関連施設が確認されている25の市区町はお互いに連携して情報共有をしていますが、情報も少ないことから、これ以上、地域住民の不安や脅威を感じることがないようにして欲しいという、切実な願いを伝えました。法務大臣、公安調査庁長官からはそれぞれ「いただいた要請書は、法に照らして適宜、適切に検討しながら向き合っていくたい。」との返答を得ました。



▲ 要請書を近藤足立区長(中央)から古川法務大臣に手渡す

リサイクルバザー 中止のお知らせ

4月に開催を予定しておりましたリサイクルバザーですが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため中止することにいたしました。

新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束と皆さまのご健康を祈念申し上げます。また開催できる運びとなりましたら改めてお知らせ致します。

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。